平成 29 年度 第 3 回松江市入札監視委員会

議事概要

開催日及び場所	平成30年2月15日(木) 松江市役所 本館西棟5階 防災センター			
委員		委員長 朝田 良作(島根大学法科大学院教授) 委 員 安部寿鶴子(道の駅本庄企業組合専務理事) 上田 務(松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授) 丑久保和彦(弁護士) 後藤 勇(公認会計士)		
審議対象期間	平成 2	9年8月1日~11月30日		
報告事項	 落札率等の状況について 入札方式別発注工事等の状況について 指名停止等の運用状況について			
	抽出案	件数 5件	(備考)	
	一般	平成 29 年度生馬住宅解体工事	抽出の考え方(抽出担当委員) 次の点に着目し、案件の抽出を	
		中海水陸両用機離発着場整備 その1工事	行った。人札参加者が少ない総合評価方式を適用している	
審議事項		玉湯まがたま学園屋外教育環境整6 その1工事	・ 落札率が低い・ 低入札価格調査を実施・ 入札参加者が無い	
	指名	松江市立宍道中学校武道場非構造部耐震化(建築)工事	水村	
		七田下ため池改修工事		
委員からの意見・	意見・質問		回 答	
質問、それに対す る回答等	別紙のとおり		別紙のとおり	
委員会による意見 又は勧告の内容	なし			

[※] 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

入 札 方 式	一般競争入札		
工 事 名	平成 29 年度東生馬住宅解体工事		
工期	当初入札: 平成 29 年 9 月 15 日~12 月 8 日 再入札 : 平成 29 年 12 月 7 日~平成 30 年 2 月 20 日		
工 事 種 別	とび・土工・コンクリート工事、建築一式工事又は解体工事		
工 事 概 要	工事場所:松江市東生馬町 事業概要:東生馬住宅の解体・撤去工事後、跡地を売却予定。 工事内容:8棟{住宅7棟(24戸)とガスボンベ庫1棟}の解体・撤去		
入 札 参 加 資 格	①格付け又は総合点数 指定無し ②営業所所在地 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 ③工事実績 元請又は共同企業体(経常 JV を除く)の構成員(ただし出資比率が 20% 以上)として、H14 年度以降に完成した下記(1)、(2)のいずれかの工事の施 工実績があること。		
入札参加資格確認申 請業者数	当初入札:2者 再入札:5者		
入札参加業者数	当初入札:2者 再入札:4者(1者辞退)無資格業者数当初入札:なし 再入札:なし		
予定価格(税込)	当初入札(平成 29 年 9 月 13 日): 非公開 再入札 (平成 29 年 12 月 1 日): 23,421,960 円		
最低制限価格 (税込)	当初入札 (平成 29 年 9 月 13 日): 非公開 再入札 (平成 29 年 12 月 1 日): 22,043,880 円		
落札金額(税込)	再入札(平成 29 年 12 月 1 日): 22, 243, 680 円(落札率: 94. 97%)		

平成29年9月13日 開札(当初入札)

第1回目の入札で2者が応札したが、2者とも最低制限価格未満のため失格となり不落。設計変更のうえ後日再入札を公告し、入札を実施。

入 札 の 経 緯 及 び 結 果

平成29年12月1日 開札(再入札)

入札参加申請者5者のうち、第1回目の入札で1者が辞退し、残り4者が応札。このうち3者が予定価格超過となり、残りの1者である幸陽建設(株)に落札決定。

入	札	方	式	一般競争入札			
工	工 事 名 中海水陸両用機離発着						
工			期	平成 29 年 11 月 2 日~平	元成 30 年 3 月 28 日		
工	事	種	別	土木一式工事			
I.	事	概	要	工事内容:水陸両用機用	工事場所:松江市上宇部尾町 工事内容:水陸両用機用斜路工 1式 , 浮き桟橋用鋼管杭 1式 締切鋼矢板 1式		
入	①格付け又は総合点数 A 等級の者。 または、B 等級の者で H28 年度に完成した松江市発注の土木一式工事が複数あり、その工事成績が平均77点以上であること。なお、H28 年度実績が無い場合は、H27 年度分も対象とする。 ②営業所所在地建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 ③工事実績元請又は共同企業体(経常 JV を除く)の構成員(ただし出資比率が20%以上)として、H14 年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。・国、都道府県又は松江市(合併前の旧市町村を含む。)発注の工事において、1 契約で2,500 万円以上の土木一式工事 ④配置技術者・建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係(専任の場合は開札の日以前3ヶ月以上)にあること。・監理技術者の場合は、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。						
	礼参加 理 由 <i>]</i>		- 上経 緯・平成 29 年 9 月 11 日 一般競争人札貸格審査委員会において審議の上				
入札参加資格確認申請業者数		7者					
入	札参力	川業 都	者 数	7者	無資格業者数	なし	
予算	定価格	(税)	込)	98, 961, 480 円	調査基準価格(税込)	91, 642, 320 円	
契約	的金額	(税込)	1	91, 951, 200 円(落札率: 92. 92%)			

平成 29 年 10 月 20 日 開札

第1回目の入札で7者の応札があり、うち2者は予定価格超過となり、残り5者について総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定の上、審査を行った。

入 札 の 経 緯及 び 結 果

平成 29 年 10 月 23 日

審査の結果、カナツ技建工業(株)に落札決定。カナツ技建工業(株)は、 入札価格は2番手であったが技術点数が1番手であり、結果、総合評価の評価値が1番手となり、逆転での落札となった。

入 札 方 式	一般競争入札(総合評価方式)		
工 事 名	玉湯まがたま学園屋外教育環境整備その1工事		
工期	平成 29 年 8 月 18 日~平成 30 年 3 月 23 日		
工 事 種 別	土木一式工事		
工 事 概 要	工事場所:松江市玉湯町 工事概要:整備面積 A=17,000 ㎡ 工事内容:表土剥ぎ取り V=4,800 ㎡ ,路床盛土 V=13,000 ㎡ プレキャストL型擁壁 L=231m ,側溝工 L=164m 集水桝工 N=4 基 ,沈砂池工 1式 ,工事用道路工 1式		
入 札 参 加 資 格	①格付け又は総合点数		
入札参加資格設定 の理由及び経緯	設定理由:「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経 緯:平成29年5月22日、島根県総合評価審査委員会において審議の結果 決定した。		
入札参加資格確認 申 請 業 者 数	7者		
入札参加業者数	7者 無資格業者数 なし		
予定価格(税込)	144, 216, 720 円 調査基準価格(税込) 132, 786, 000 円		
契約金額(税込)	108, 712, 800 円(落札率: 75. 38%)		

入	机	O	経	緯
及	び		結	果

平成 29 年 7 月 28 日 開札

第1回目入札で7者が応札し、うち3者が調査基準価格未満での応札であった。この7者について総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定した結果、調査基準価格未満で応札した3者が1位~3位となったため、この3者に対し低入札価格調査を実施。

平成29年8月9日

低入札価格調査及び競争入札参加資格の事後審査の結果、まるなか建設 (株)に落札決定。

	世山
入 札 方 式	指名競争入札
工 事 名	松江市立宍道中学校武道場非構造部材耐震化(建築)工事
工期	当初入札:平成29年11月17日~平成30年2月16日 再入札:平成30年1月10日~3月28日
工 事 種 別	建築一式工事
工事概要	工事場所:松江市宍道町 工事概要:既存の吊天井を撤去し、武道場の耐震化を図る。 工事内容:天井仕上げ材及び天井下地の撤去後、屋根裏にグラスウールボー ドを張り付け。
工事のランク	当初入札:B、C等級 ,再入札:A、B、C等級
指名業者数	15者(当初入札及び再入札とも)
指名業者を 選定した考え方	
入札参加業者数	当初入札(平成 29 年 11 月 15 日):1 者(第1回目:1者) 再入札 (平成 29 年 12 月 27 日):1 者(第1回目:1者)
予定価格(税込)	当初入札(平成 29 年 11 月 14 日): 非公開 再入札 (平成 29 年 12 月 27 日): 5,584,680 円
最低制限価格(税込)	当初入札(平成 29 年 11 月 14 日): 非公開 再入札 (平成 29 年 12 月 27 日): 5,099,112 円
入札の経緯及び結果	平成29年11月15日 開札(当初入札) 第1回目の入札で1者のみ応札があったが、予定価格超過のため、第2回目の入札を実施。第2回目も第1回目に応札した業者のみの応札であったが、予定価格超過のため不落。 全者指名替えにより、後日再入札を実施。なお、指名業者数及び選定条件等は上記の「業者の格付区分」及び「指名業者を選定した考え方」のとおり。 平成29年12月27日 開札(再入札) 第1回目の入札で1者のみ応札があったが、予定価格超過のため、第2回目の入札を実施。第2回目も第1回目に応札した業者のみの応札であったが、予定価格超過のため不落。 なお、再入札の結果も不落となったため、第2回目に応札した業者と交渉した結果、不落随契となった。(契約日:平成30年1月9日)

入 札 方 式	指名競争入札
工事名	七田下ため池改修工事
工期	当初入札:平成29年11月17日~平成30年3月22日 再入札:平成29年12月8日~平成30年3月22日
工 事 種 別	土木一式工事
工 事 概 要	工事場所:松江市鹿島町 工事内容:余水吐工 L=15.74m , 遮水シートエ A=54 ㎡ , 植生工 A=110 ㎡ ブロック積工 A=8 ㎡ , 付帯工及び仮設工 一式
業者の格付区分	A、B、C、D等級(当初入札及び再入札とも)
指名業者数	10者(当初入札及び再入札とも)
指名業者を 選定した考え方	市登録業者のうち、次の条件を満たす 42 者のうちから 10 者をローテーションで指名。 ●建設業法で規定する主たる営業所を松江市橋北地区に有すること。 ●主たる施工実績が土木一式工事であること。 ●電子入札登録者であること。
入札参加業者数	当初入札 (平成 29 年 11 月 14 日): 入札参加者無し 再入札 (平成 29 年 12 月 6 日): 3 者
予定価格(税込)	当初入札 (平成 29 年 11 月 14 日): 非公開 再入札 (平成 29 年 12 月 6 日): 8,519,040 円
最低制限価格(税込)	当初入札 (平成 29 年 11 月 14 日): 非公開 再入札 (平成 29 年 12 月 6 日): 7,767,468 円
	再入札(平成 29 年 12 月 6 日): 8, 424, 000 円(落札率: 98. 88%)
入札の経緯及び結果	平成29年11月14日 開札(当初入札) 入札参加者無しのため不調。 全者指名替えにより、後日再入札を実施。なお、指名業者数及び選定 条件等は変更無し。 平成29年12月6日 開札(再入札) 第1回目の入札で3者が応札し、うち2者が予定価格超過となり、残 りの1者である(有)カヤマ建設に落札決定。

別 紙

1. 落札率等の状況について

(説明要旨)

【建設工事】

○落札率の推移

平成 29 年 4 月~11 月の落札率は 93.07% (一般競争入札は 92.71%、指名競争入札は 94.44%) であり、平成 29 年 4 月~7 月の落札率 93.59%と比較し 0.52 ポイントの下降、また、前年度平均落 札率 93.85%と比較しても 0.78 ポイント下降しているが、特に大きな変動ではないと思われる。

予定価格 1,000 万円未満の工事において実施していた入札希望価格公表を平成 28 年 6 月に廃止したが、それ以降に制度改正は実施していないので、この点が平成 28 年度と 29 年度の落札率に大きな変化が出なかった理由と思われる。

〇月別入札件数と落札率の推移

平成29年4月~11月の落札件数は180件で、前年同期の182件と比較し2件減少。その内、8月~11月の落札件数は105件で、前年同期の104件と比較し1件増加しているが、ほぼ変化がないと思われる。

〇工種別落札率の推移

例年と同様に、建築、管、電気、塗装の落札率が高く、土木、舗装の落札率が低い。

〇価格帯別落札率推移

250 万円未満~500 万円の低い価格帯では高めの落札率、1 億円以上の高い価格帯では低めの落札率となっている。落札率が特に低い1 億円~1 億5,000 万円の価格帯は、8 月に低入札価格調査を実施した案件(一般競争入札「(簡易型)総合評価方式」、落札率75.38%)が影響している。

〇入札執行状況

平成 29 年 4 月~11 月の入札執行件数は 203 件で、内訳は、落札件数 180 件、不調・不落件数 23 件である。

不調・不落件数は前年度同期の13件と比べるとかなり増加しており、月別では11月の6件が特に多く、工種別では解体の件数が多い。不調・不落23件のその後の対応は、再入札14件、不落随契7件、取止め2件となっている。

【業務委託】

○落札率の推移

平成 29 年 4 月~11 月の落札率は 94.25%で、前年度と比較し 1.93 ポイント上昇。

また、平成29年10月に最低制限価格設定基準の引上げを実施したが、この改正以降の入札案件数が少なく、影響は出ていないと思われる。

〇月別入札件数と落札率の推移

平成 29 年 4 月~11 月の入札件数は 83 件で、前年度同期と比較し 5 件の増加。また、平成 29 年 8 月~11 月の入札件数は 30 件で、前年度同期と比較し 17 件の減少。これは、平成 29 年 4 月~7 月の

入札件数が例年より多く、そのピークが6月であったことが影響していると思われる。

〇業種別落札率の推移

前年度と比較し、建築コンサルの落札率が高い。これは、今年度落札率・落札額とも高い案件があることが影響している。

〇価格帯別落札率推移

例年と違い、5,000万円以上の価格帯で案件が3件(土木コンサル1件、建築コンサル2件)あり、この3件の落札率が全て高くなっている影響もあり、業務委託全体の落札率が高くなっている。

〇入札執行状況

低入札価格調査実施した案件が1件、不落随意契約とした案件が1件ある。

2. 入札方式別発注工事等の状況について

添付の資料を参照いただきたい。(詳細説明は省略)

(
質 問 及 び 意 見	回 答
不調・不落後の対応で、設計変更や指名替えのうえ再入札をした案件について、再入札の結果落札額がいくらで落札率はいくらだったというような情報が資料の一覧表に出てこないので、最終結果が全く分からない。 不調・不落後の対応がどうなったかが分かる集計、つまり該当案件だけを抜き出して集計したようなものはあるのか。	資料の一覧表には、再入札の結果が出ているものもあるが、再入札をした全ての案件ついて、結果までを一覧で見るようなものにはしていない。
例えば、このあとの審議案件として抽出されている案件について、再入札日が12月1日であり今回の抽出対象期間から外れているので、一覧表にたまたま出てきていないということか。	パっと見てわかる一覧表等をこの場には持ち合わせてはいないが、入札結果等のデータは日々更新している。 この案件は、ご指摘のとおり12月1日に再入札を実施しており、今回はたまたま抽出対象期間から外れているで、一覧表には載っていない。
抽出対象期間が 12 月以降の一覧表には載って くるということでよろしいのか。	そのとおり。
やはりそのような一覧表を作成するのは難しいのか。	作成は可能だと思う。例えば、不落随意契約の 案件についても、どのような内容で契約したかは この一覧表では分からないので、今後はそのよう なことも分かるような一覧表にしていきたいと 思う。

【審議事項について】

1. 一般競争入札【平成 29 年度東生馬住宅解体工事】

工事期間: 当初入札 平成29年9月15日~12月18日

再入札 平成 29 年 12 月 7 日~平成 30 年 2 月 20 日

入札経緯及び結果:平成29年9月13日 開札(当初入札)

第1回目の入札で2者が応札したが、2者とも最低制限価格未満のため失格 となり不落。設計変更のうえ後日再入札を公告し、入札を実施。

平成29年12月1日 開札(再入札)

入札参加申請者 5 者のうち、第 1 回目の入札で 1 者が辞退し、残り 4 者が応札。このうち 3 者が予定価格超過となり、残りの 1 者である幸陽建設(株)に落札決定。

〇(当初入札で)入札参加者が2者と少なく、2者とも失格/無効のため不落となった点について

本案件は、市営東生馬住宅の全 74 戸のうち、平成 28 年度に 50 戸、平成 29 年度に 24 戸を解体する工事。

最初に、2 者とも失格/無効のため不落となったことについて、解体工事における予定価格算出の積算は、見積を徴収し、それに補正率を掛けて算出している。補正率について、平成 28 年度は、過去の実績等も勘案し例年より低い率を採用して入札した結果不落となり、不落随意契約となった。平成 29 年度は、平成 28 年度の結果も踏まえ例年採用している補正率で入札したが、応札額が最低制限価格を大きく下回る結果となった。これについては、積算を再度見直した際、数量単位が違うもので計上する違算が見つかり、このことも大きく影響していた。なお再入札では、数量単位の修正と補正率の見直しを行ったところ、1 回目の応札で落札者が決定した。

次に、当初入札の参加者数が2者と少ないことについて、当初入札を実施した時期は、解体工事が特に集中していたと思われる。特に民間工事の発注が多かったのではないかと推測している。

※詳しくは、抽出事案説明書(資料3-1)の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
当初入札と再入札で予定価格に差があるが、	工事内容は変更していない。積算において数量
これは、補正率と工事内容を変更したというこ	単位が違っている部分があり、それを修正して再
とか。	積算したことで差が出ている。
今回の設計変更は、工事内容を変更したもの	そのとおり。大きくは、数量単位の修正と補正
ではなく、計算の中身が変わったということか。	率の見直しをしている。
補正率とは具体的にどのようなものなのか。	業者から徴集した見積に、市場動向等に合わせ
	補正率、または査定率とも言うが、この率をかけ
	て補正する。例えば、電化製品もメーカーが設定

	した定価はあるが、量販店等での実際の販売価格 は市場動向により変わるのと同じように、業者か らの見積は定価ベースで提出されるので、こちら で市場動向を調査のうえ決定した補正率をこの 定価にかけたもので積算している。
つまり、定価ベースで積算した額に市場動向 を調査し決定した補正率をかけることで、予定 価格をより入札日の市況に近いものにするとい うことか。	積算の段階から、見積徴集時の市況に応じた補 正率をかけた単価で積算している。
補正率は予定価格を出すためにかけているも のか。	補正率は、予定価格を出すための積算の段階でかけている。
つまり、補正率をかけた単価で積算したもの が予定価格の根拠となっているということか。	そのとおり。
補正率は、市が予定価格を決定する根拠となる積算の段階でかけているものであり、業者の 応札額には一切関係のないものということか。	そのとおり。
補正率を下げたということは、予定価格が下 がっている傾向にあるということか。	平成 28 年度はそうだった。
平成 29 年度は元に戻したということか。	当初入札はそのとおり。
再入札ではどうなのか。	再入札時は色々と市況を調査し、補正率を当初 入札より下げたもので積算をしている。
それが設計変更に当たるということか。	そのとおり。 工事の積算に使用する単価は、第一位として島根県が出している営繕単価表の単価を使用し、その単価表になければ、第二位として「公共単価」や「建設物価」等の公共資料にある一般に公表されている単価を使用し、それにもなければ、第三位として見積を徴集して単価を決定しているが、解体工事については、営繕単価表や公共資料に単価が無いので、最初から見積を徴集して単価を決定し、その単価を使用して積算している。 見積は3者以上から徴集し、建築の場合は、その中で最も低い金額の見積に補正率をかけて単価を出し、この単価を使用して積算したもの根拠として予定価格を決定する。

要するに、解体工事は営繕単価表等で単価が 設定されていないので、業者から見積を徴集し、 さらに補正率をかけたものを単価として積算し ているということか。 そのとおり。

当初入札は、参加者が2者でしかも全者最低制限価格未満で失格のため不落となり、逆に再入札では、参加者4者のうち3者は予定価格超過となっているが、再入札の予定価格は当初入札から下がっているということについて、業者が応札する時に何か影響があるのか。

具体的には、当初入札と再入札の両方に応札 している業者があるが、当初入札は最低制限価 格未満で失格となっており、逆に再入札では、 予定価格が下がっているにもかかわらず当初入 札より高い応札額のため予定価格超過となって いるので、再入札では予定価格が下がっている ということが、応札時にこの業者には分からな いということか。つまり、不調・不落の場合予 定価格は非公開ではあるが、工事内容を変更し ていないにもかかわらず当初入札より低い予定 価格となっていることを、この業者が単純に読 み誤ったということか。ようは、再入札では予 定価格が下がっているのに、業者が当初入札よ り増額して応札したのはどうしてかという点に 疑問を感じたので。当初入札は最低制限価格未 満の応札であったことをこの業者は分かってい るので、当初入札と再入札で工事内容が変わら ないのであれば予定価格にも大きな差は出ない と考え、再入札は増額したもので応札したと思 うが、結果は予定価格超過となった。再入札に 当たり積算を見直した結果、予定価格が当初入 札より下がったということだが、業者がそれを 読みきれない状況があるのかなと。この業者に ついては、当初入札の応札額が正しく積算され たものであったとしてこの額で再入札に応札し ていたとしても、再入札でも最低制限価格未満 なので失格になったとは思うが、当初入札は応 札額が低すぎたので再入札では増額して応札し たら予定価格超過になったということに、業者 として納得がいくのかなと思うが。

本案件は、当初入札は9月初めに発注し、再入 札は3か月後の12月初めに発注している。元請 業者となる応札者は、実際に解体作業を行う下請 業者から見積を徴集し、それを参考にして応札額 を決めていると思うが、解体工事は、見積を徴集 した時期に下請業者が繁忙期かそうでないかで 金額にバラつきが出ると聞いているので、ご指摘 の業者についても、当初入札時は安い見積だった が再入札時は高い見積だったのではないかと推 測する。

ご意見のとおり、業者も再入札の工事仕様書のとおり積算すれば今回実際に応札した額より安い額で応札していると思うので、業者が仕様書等をきちっと確認していたかどうかという点と、今もご説明したが、見積徴集時に下請業者が繁忙期かそうでないかによって見積額も変わってくるという点があり、このようなことが応札額に影響しているのではという推測しか出来ない。

審議結果:全委員了承

2. 一般競争入札【中海水陸両用機離発着場整備その1工事】

工事期間: 平成29年11月2日~平成30年3月28日

入札の経緯および結果: 平成29年10月20日 開札

第1回目の入札で7者の応札があり、うち2者は予定価格超過となり、 残り5者について総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出し た評価値により順位を確定の上、審査を行った。

平成 29 年 10 月 23 日

審査の結果、カナツ技建工業(株)に落札決定。カナツ技建工業(株) は、入札価格は2番札であったが技術評価点の合計が1位であり、結果総 合評価の評価値が1位となり、逆転での落札となった。

〇総合評価方式により逆転で落札となった点について

入札価格1番札と2番札との価格差は、税抜でわずか4万円の差である。一方、総合評価「評価項目及び加算点」について両者を比較すると、「1企業評価」では1番札の業者が0.5点上回り、「2技術者の評価」では2番札の業者が2.0点上回り、「3地域貢献」では双方とも同じ点であり、技術評価点の合計点は、2番札の業者が1番札の業者に対し1.5点上回る結果となった。技術評価点と入札価格を用いて評価値を算出し総合順位を確定した結果、2番札の業者が1番札の業者をわずかの差で逆転した。

参考までに、今年度の総合評価方式による入札案件は2月14日現在で39件あり、そのうち逆転で落札者が決定された案件は、本案件を含め5件ある。

※詳しくは、抽出事案説明書(資料3-2)の通り。

のタイトル部分は「優良表彰の有無」と表現さ

れているのに、対象となる技術者の(イ)に該 当する場合は「同種工事の表彰」という表現に 変わっているのはなぜなのか。「対象となる」と

質問及び意見 口 総合評価方式を採用したのは、高い技術力が そのとおり。中海護岸に水陸両用機が駐機する 必要な工事だからということか。 場所を整備する工事で、水面下に水陸両用機用の 斜路を作る施工等もある。 技術点の評価で、入札説明書の「③配置予定 まず本案件について、同種工事というのは一般 技術者の同種工事の施工経験(以下「③」とす 七木工事という工種を言っている。ご質問にもあ った「対象となる」という部分については、同種 る。)」と「④配置予定技術者の優良表彰の有無 (以下「④」とする。)」について、③のタイト 工事の中でさらに対象とする条件を付し、その条 ル部分は「同種工事の施工経験」と表現されて 件に合致する工事の施工、つまり対象となる施工 いるが、配点の説明の部分では「対象となる施 経験が何回あったかを評価している。なので、同 工経験」に表現が変わっているおり、また、④ 種工事で対象となる施工経験が何回あるという

見方をしていただければよろしいかと思う。

「同種工事」の定義が同じなのかどうかがよくわからない。

一方で、総合評価の技術者の評価で、落札者の配置予定技術者について、施工経験は1点なので対象となる工事が1回あるなと思っていると、優良工事表彰は2点になっている。説明では、同種工事の表彰が2回以上あると2点となっており、これだと同種工事の表彰を2回以上受けていることになる。ようするに、③で同種工事の施工経験は1回となっているのに④ではどうして同種工事の表彰回数が2回以上になっているのか分からない。③が1点で④も1点又は0点であれば話は分かるが、③が1点なのに④が2点というのは何か納得がいかない。

まあ、「同種工事」と「対象となる施工経験」 は意味が違うのかなというのもあり、このよう なことは起こり得るということであれば、それ はそれでよろしいのだが。

落札者の配置予定技術者は、対象となる施工 経験は1回だが過去10年間に受けた優良工事表 彰は2回以上あるということは、成績評定点が 70点未満の工事でも表彰を受ける可能性がある ということか。

つまり、成績評定点 70 点以上の施工経験は 1 回だが優良表彰は 2 回以上受けているというこ とか。 詳細は申請書を確認しないと分からないが、配置予定技術者について、まず 40 歳未満の若手技術者を配置することを評価し、さらに 40 歳以上の専任指導技術者を追加で配置すると上乗せして評価することとしている。

今回落札者は、若手技術者を配置し、さらに専任指導技術者を追加配置するという申請だったと記憶している。この場合、施工経験及び優良工事表彰とも若手技術者または専任指導技術者のどちらかの実績で評価するとしており、今回は、施工経験は若手技術者の実績、優良工事表彰は専任指導技術者の実績で申請され、市でその部分を確認のうえ評価をしていると思う。

ちなみに、1番札の業者の応札額と2番札である落札者の応札額は4万円差であるが、1番札の業者が落札者となるには技術評価点がいくら必要かを調べたところ120.5点以上必要であり、今回は技術評価点の1.5点差がこの4万円差を逆転された結果となった。

入札説明書の表現では、若手又は専任指導技 術者の実績で評価する場合、評価点が何点か記 載されていないので分からない。この場合、評 価点は1点となるのか。 入札説明書では、まず評価対象とする技術者を 示し、次に配点条件を示している。

例えば、若手及び専任指導技術者を配置する場合の同種工事の施工経験の評価は、施工経験が2

	回以上であれば2点となる。
つまり、若手及び専任指導技術者を配置する場合でも、どちらかの技術者の施工経験が 2 回以上あれば評価点は 2 点となるということか。	そのとおり。業者には、どちらの技術者の実績 で評価するかを入札参加申請時に決めてもらう。
ということは、若手及び専任指導技術者を配置する場合、経験ある技術者で評価してもらった方が有利だということか。	そのとおり。この場合は、専任指導技術者の実 績で評価するのがほとんど。
時には若手の方が経験豊富な場合もあるかと 思うので、その場合はそちらでの評価になると いうことか。	そのとおり。若手及び専任指導技術者を配置する場合はどちらかの技術者の実績で評価する、それ以外の場合は主任技術者の実績で評価するということを、入札説明書に明記している。補足で、③は松江市が発注した工事のみを対象としているが、④は松江市の外に中国地方整備局や島根県等の表彰も対象としているので、④の評価点は、松江市以外の表彰で対象となるものがあれば、③の評価点より高くなる場合もありうる。

審議結果:全委員了承

3. 一般競争入札【玉湯まがたま学園屋外教育環境整備その1工事】

工事期間: 平成29年8月18日~平成30年3月23日

入札の経緯および結果:平成29年7月28日 開札

第1回目入札で7者が応札し、うち3者が調査基準価格未満での応札であった。この7者について総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定した結果、調査基準価格未満で応札した3者が1位~3位となったため、この3者に対し低入札価格調査を実施。

平成 29 年 8 月 9 日

低入札価格調査及び競争入札参加資格事後審査の結果、まるなか建設 (株)に落札決定。

〇落札率が最も低く、低入札価格調査が実施された点について

調査基準価格未満で応札した3者について、まず数値的判断基準の確認を行い、3者とも「直接 経費」「共通仮設費率分」「現場管理費」「一般管理費」の各項目について基準に適合していることを 確認した。

次に、この3者のうち総合評価の評価値による順位が1位の業者について、調査資料を求め重点 調査を行った結果、

(1) 経営状況、配置予定技術者、労働者の確保計画等のいずれも問題無し。

- (2) 当該価格で入札した理由を業者への聞き取りにより確認したところ、
 - ① 施工に必要な労務費を自社労務、及び協力業者の無理のない見積により積み上げ積算をしており、適切な利益確保が可能。
 - ② 聞き取り調査時点での手持ち工事のうち直近で完了する工事が多くあり、技術者及び協力会社の労務も確保が可能なため、積極的に入札を行った。
 - ③ 施工場所が自社所在地と同一地内で現場周辺の状況について十分把握していることに加え、自社の資材及び機械保管場所も同一地内にあり運搬費等の低減が可能。
 - ④ 自社保有の施工機械が余裕ある稼働状況であり、効率的な稼働を図ることが可能。 以上①~④理由により、このような低価格で応札したとの回答を得た。

重点調査の結果、現場管理に関する監督体制を強化することで適正な工事施工は可能であると判断し、平成29年8月9日開催の「第3回松江市公共工事低入札価格調査委員会」での審議・承認を経て、この業者を落札者に決定した。

※詳しくは、抽出事案説明書(資料3-3)の通り。

※各委員からの質問及び意見無し。

審議結果:全委員了承

4. 指名競争入札【松江市立宍道中学校武道場非構造部材耐震化(建築)工事】

工事期間: 当初入札 平成 29 年 11 月 17 日 \sim 平成 30 年 2 月 16 日

再入札 平成 30 年 1 月 10 日~3 月 28 日

入札の経緯及び結果:平成29年11月15日 開札(当初入札)

第1回目の入札で1者のみ応札があったが、予定価格超過のため、第2回目の入札を実施。第2回目も第1回目に応札した業者のみの応札であったが、予定価格超過のため不落。全者指名替えにより、後日再入札を実施。

平成 29 年 12 月 27 日 開札 (再入札)

第1回目の入札で1者のみ応札があったが、予定価格超過のため、第2回目の入札を実施。第2回目も第1回目に応札した業者のみの応札であったが、予定価格超過のため不落。

なお、再入札の結果も不落となったため、第2回目に応札した業者と交渉 した結果、不落随契となった。(契約日:平成30年1月9日)

〇指名数 15 者に対し、入札参加者数が 1 者と少ない点について

本案件は学校の改修工事であり、夏休み工事が終了後の10月に発注した案件。設計金額が1,000万円未満の建築一式工事の業者選定基準は、市内のB、C級業者から15者を選定する。当初入札ではこの基準どおり選定しているが、全者指名替えとした再入札では選定基準に該当する業者が不足したことから、上位ランクであるA級業者も加えて当初入札と同じ15者を選定した。

本工事は予定価格が500万円程度と少額ではあるが、屋根裏グラスウールボード張り付け単価が

割高になったことが不落原因となっている。なお、工期が1月から3月までの短期間であり再々入札を実施することが難しいため、再入札で応札した1者と交渉し随意契約を締結した。

また、入札参加者が1者と少ない点については、他の業者は手持ちの工事があって辞退したのではないかと推測する。

※詳しくは、抽出事案説明書(資料3-4)の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
辞退者が多いのは工期も関係しているのか。	そのとおり。
当初入札と再入札で設計変更はしていないが 最低制限価格が若干違うのは、何か理由がある のか。	設計変更無しで予定価格が同じでも、最低制限 価格は入札ごとに計算しているため。
(最低制限価格について)大きくは変わらないけれど、入札ごとに若干の違いは出てくるということか。	そのとおり。
業者選定で、当初入札は基準どおりB、C級業者から選定し、再入札ではA級業者も加えて選定したということだが、再入札でA級業者を加えるということがより効果的なのかどうなのかというところが知りたい。	今回の案件だと、選定基準ではB、C級業者から 15 者選定としているが、近年B、C級業者の数が減少してきており、今回の場合当初入札で 15 者選定すると残りが 9 者となってしまったので、再入札では上位ランクのA級業者も含めて選定し、計 15 者指名とした。
C級が一番下のランクになるのか。	建築一式工事はC級が一番下のランクになる。

審議結果:全委員了承

5. 指名競争入札【七田下ため池改修工事】

工事期間: 当初入札 平成 29 年 11 月 17 日~平成 30 年 3 月 22 日 再入札 平成 29 年 12 月 8 日~平成 30 年 3 月 22 日

入札の経緯及び結果:平成29年11月14日 開札(当初入札)

入札参加者無しのため不調。

全者指名替えにより、後日再入札を実施。なお、指名業者数及び選定条件 等は変更無し。

平成29年12月6日 開札(再入札)

第1回目の入札で3者が応札し、うち2者が予定価格超過となり、残りの 1者である(有)カヤマ建設に落札決定。

〇(当初入札で)入札参加者数が0者で不調となった点について

当初入札時は業者も繁忙期で、受注ができないと判断したためではないかと推察される。

※詳しくは、抽出事案説明書(資料3-5)の通り。

·	
質問及び意見	回答
指名業者を主たる営業所が松江市橋北地区に	指名業者を選定する場合において、大橋川を境
あることとしたのはどうしてか。	に橋北地区と橋南地区に分け、施工場所が橋北地
	区の場合は主たる営業所が松江市橋北地区にあ
	る業者を、橋南地区にある場合は主たる営業所が
	松江市橋南地区にある業者を選定している。
	今回の施工場所は松江市鹿島町なので、主たる
	営業所が松江市橋北地区にある業者を選定した。
それはどのような考え方からか。	基本的には橋北地区と橋南地区に業者が分か
	れており、格付等級によって橋北と橋南で業者数
	に若干の違いはあるが、A~D級を全て平均する
	と、橋北と橋南で同じ位の業者数になる。
	例えば、本案件のように施工場所が橋北地区だ
	と、やはり橋北に本社がある業者の方が橋南に本
	社がある業者よりも地理的に有利であろうとい
	うことも考慮し選定するルールを定めている。
	プロとも句感し選定する/V /Vを定めてVで。
より入札参加が期待できるようにしていると	そのとおり。
いうことか。	
V·) = 2 13%	
地方公共団体の入札は何のためにあるのかと 地方公共団体の入札は何のためにあるのかと	そのとおり。本市でも、特に地域性を考慮した
いう議論の中で、一番の大きな目的は限られた	案件は指名競争入札としている。
予算の効率的な執行、もう一つは地域産業の育	また、指名競争入札と一般競争入札は予定価格
成ということを強く言われている。特に地域産	により区分けしており、以前は予定価格 1,000 万
業の育成という考え方は競争性という考え方と	円で区分けし、この額未満を指名競争、この額以
ぶつかる側面もあるが、地元業者で可能な仕事	上を一般競争としていたが、より地域性を考慮す
はなるべく地元業者にという考え方もあり、ほよりどの地方自治体がこのような考え方で作名	るという意味で 2,000 万円での区分けに見直した奴遇まなス
とんどの地方自治体がこのような考え方で指名	た経過もある。
競争入札を実施しているのが現状だと思うが。	
○ 公司化夕光学料及び電ウタルは亦重されている。	上十一学工事/2の) / /
今回指名業者数及び選定条件は変更されてい	土木一式工事について市内業者の登録数は102
ないが、場合によっては変更されることもある	者あり、それを橋北・橋南で分けなおかつA、B、
ということだが、その見極めはどのようにして	C、Dの4等級に分け、予定価格によって、B、
いるのか。	C級業者又はA、B、C、D級業者から全体で何
	者指名するということにしている。

例えば、橋北地区のB、C級業者の中から 10 者を指名する工事の場合、当初入札で指名していない業者も当然出てくる中、仮に当初入札が不調・不落となり全者指名替えを行う際、当初入札で指名していない業者数が 10 者に満たない場合は、設計変更のうえ再入札の予定価格を変更すれば、当初入札時に指名した業者も含めて指名業者を選定することも可能となる。

これについては、その時の状況によって対応も 違ってくるので、これだという明確な基準は特に 無い。

審議結果:全委員了承

【報告事項】

指名停止等の運用状況について

平成29年8月1日~11月30日の期間で、指名停止措置2件、2社を指名停止とした。 (添付資料を参照のこととし、詳細な説明は省略。)

【その他】

〔次回開催予定について〕

平成30年度第1回委員会は平成30年6月又は7月に開催することとし、日時は事務局で調整する。 以上